

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

SERVE TO CHANGE LIVES

—— 令和4年4月6日 第2,570回 No.2,286号 ——

会長：永井 真介 ・ 幹事：仁科 圭右 ・ 会員サービス委員長：原田 政和

E-mail：neast-rc@valley.ne.jp

URL：http://www.valley.ne.jp/~neast-rc/

《ロータリーソング》

- 君が代・我らの生業・信濃の国
- 誕生日の歌（後程）

《会 長 報 告》

- こんにちは。

久しぶりの例会で直接皆さんにお会いできることをうれしく思います。コロナの今後の見通しについてはあまり芳しくないところもあるようですが、様子を見ながら少しずつ元に戻ればいかなと考えております。

厳しかった冬も終わり、春めいた日が増えてきましたので、本日は山の話をしようと思ったのですが、ここ数日国際刑事裁判所の話しがテレビなどで取り上げられていますので、これについて少しだけお話ししようと思います。

先週は、国際司法裁判所についてお話ししました。国際司法裁判所は、国連の機関です。これに対して国際刑事裁判所は、国連の機関ではありません。1998年7月17日にローマで採択された「国際刑事裁判所ローマ規程」によって設立されたものです。また国際司法裁判所は、国と国の間の紛争を取り上げる機関ですが、国際刑事裁判所は、戦争犯罪などを行った個人を裁く機関です。検察官も設置されています。

現在、国際刑事裁判所のローマ規程の締約国は、2016年11月現在、124カ国です。

国際刑事裁判所が裁くことができる犯罪

は、ジェノサイド罪、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪とされています。戦争犯罪については、殺人、拷問、文民を故意に攻撃する、学校や病院など軍事目標以外のものを故意に攻撃するなどの行為が明示されております。今回は、ロシアの行為がこの戦争犯罪にあたると言われております。

ただ国際司法裁判所と同様に国際刑事裁判所にも取り扱える事件に限定があります。

まず第1にローマ規程という条約を批准した国の領域内で犯罪が行われた場合には、国際刑事裁判所が動けます。今回の件についていうと、ロシアもウクライナもローマ規程の締約国ではありませんから、この場合にはあたりません。なおアメリカ、中国などもローマ規程の締約国ではありません。日本は、2007年10月1日に加盟しています。バイデン大統領は、昨日、プーチン大統領が戦争犯罪人だとして国際法廷で裁かれるべきだと発言していますが、アメリカがローマ規程に加盟していないことを考えるとなんともいえない部分があります。

次に国連安全保障理事会がその事態を国際刑事裁判所で裁くことを依頼した場合には、国際刑事裁判所が動けます。今回の場合は、ロシアが安保理で拒否権を行使するでしょうから、これも無理です。

またローマ規程の締約国の国民が加害者である場合も国際刑事裁判所は動けますが、今回の場合にはあたりません。

最後に国がローマ規程を批准していません

ても、その国が国際刑事裁判所で個人を裁くことを許可した場合には、国際刑事裁判所は動けます。今回の場合は、ウクライナがこの許可をしておりますので、ウクライナ領域内で犯罪が行われた場合には、国際刑事裁判所は活動できることとなります。

このためウクライナ侵攻のかなり早い段階から国際刑事裁判所の検察官が捜査を開始しています。

裁判になるということであれば、だれがいつどこでなにをどのようにしたか、ということを厳密に特定して立証しなければなりませんから、ハードルは高いのですが、ニュースを見ている限り証拠はある可能性はあるようです。まずは兵士やその将官が捜査対象となると思われます。

ただプーチン大統領までたどり着けるかということは何とも言えません。プーチン大統領が戦争犯罪を指示したことなどを立証する必要があるからです。

仮に立証可能ということになっても、ロシアはローマ規程の締約国ではありませんからプーチン大統領がロシア国内にいる限り、ロシアの主権が及び、逮捕はできないこととなります。ではプーチン大統領が国際会議出席などで国外に出たときはどうかというと、ローマ規程の締約国には、捜査に協力し、自国に被疑者が入国したら逮捕、引渡などの協力義務が生じるようなので、逮捕が現実的になります。ただ国際機関がここまで実際にできるかという問題は残るようです。

ただ国際刑事裁判所が動いて事実を丹念に集積、立証していくことは、大きな意味があると思われます。

本日はこれで終わりとしたいと思います。ありがとうございました。

《委 嘱 状》

- ロータリー米山記念奨学会
カウンセラー 堤 満弘君
奨学生 伍 耀揚さん
(シ イウヨン マックス)
出身国 中国
学校名 長野県立大学

《誕 生 祝 い》

- 今月お誕生日をお迎えるの皆様おめでとうございます。

ご本人：中澤 勝君、倉石 智典君
宮澤 征爾君

《お誕生日の歌》

- ご夫人がお誕生日をお迎える皆様には、お花を届けさせていただきます。

ご夫人：篠原 寿人君（昭子さん）
夏目 潔君（真澄さん）
堤 満弘君（由紀子さん）
高見澤 洋君（ちひろさん）
神津富治男君（裕美さん）

《在 籍 賞 表 彰》

久留嶋 純君（3年）、岸本 秀晴君（1年）
武元 忠雄君（1年）、佐藤 英樹君（1年）

《幹 事 報 告》

- 理事会報告
 - ・ 会員退会の件
先週ご挨拶を頂戴いたしましたが、加藤潤君と上野修之が人事異動のため、3月末日を以て退会されました。
 - ・ 新入会員の件
加藤潤君の後任ホテル国際21(株)常務取締役 総支配人 加藤久美子氏の入会を承認いたしました。来週の観桜会よりご出席です。
上野修之君の後任SMBC日興証券(株) 長野支店 支店長 小林正貴氏の入会を承認いたしました。都合により20日の例会よりご出席予定です。よろしく願いいたします。
 - ・ 今年度副SAAの件
後任副SAAについては神津富治男君にお願いし、了解いただきました。本日よりよろしく願いいたします。
 - ・ 次年度SAA、副SAAの件
次年度SAA加藤潤君、副SAA上野修之君が退会されたため、次年度SAA原田政和君、副SAA高見澤洋君にお願いし、ご了解いただきました。よろしく願いいたします。
 - ・ ウクライナ支援に対する寄付について

ニコニコボックスより10万円を寄付することを承認いたしました。

《出席報告》

本日	出席	欠席	出席率
会員数54名	37名	17名	68.51%
前々回 3月9日		訂正出席率	76.92%

《ニコニコボックス》

誕生日祝い：神津富治男君、篠原 圭二君
瀧川 浩君、神田 昭夫君
宮澤 征爾君、宮澤 与一君
高見澤 洋君、倉石 智典君

夫人誕生祝い：神津富治男君、篠原 圭二君
瀧川 浩君、岡宮 照行君
篠原 寿人君、堤 満弘君
高見澤 洋君、渡辺 敬六君

在籍賞：中山 晴男君、岸本 秀晴君
藪塚 謙一君、神田 昭夫君
佐藤 英樹君、太田 洋介君
佐藤 忠幸君、武元 忠雄君
篠原 寿人君、岡田 義彦君
堤 満弘君

ノーバッジ：篠原 圭二君

- 2022年、初めてのリアル例会となります。宜しくお願い致します。 仁科 圭右君
- あたたかくなりました。本当のお花見したいですね。 篠田 諭君

《委員会報告》

- 中山青少年奉仕委員長
3月中旬に文化学園長野中学・高等学校インターアクトクラブ顧問の長田先生からご相談がありました。現在コロナ禍だが、それでもクラブとして何か活動をしたいと思っているが、生徒たちも何かというと「コロナだから」と諦めてしまっている状況にある。ついては、4月新年度からの活動の参考にしたいので、ロータリアンの皆さんにお出でいただき、長野市の問題などをお話していただきたい、とのことでした。それを承けまして、3月23日に永井会長、仁科幹事、土屋社会奉仕委員長、元地区インターアクト副委員長の佐藤忠幸さんの4名の方に私と一緒に学校へ行っていただき

ました。

先般ご報告させていただきましたが、文化学園長野高校1年の小林君が、この度スウェーデンに留学いたします。

ついてはスウェーデンから女子高校生1名を受入れる予定です。皆様の中でホストファミリーをお引受けいただける方がいらっしゃったら是非よろしくお願ひします。また詳細がわかりましたらお知らせいたします。

4月16日にローターアクト地区年次大会が開催されます。こちらは関係者のみでの対応となりますが、お知らせだけさせていただきます。

《本日のプログラム》

- お弁当例会

《4月13日のプログラム》

- 観桜会
ホテル国際21「千歳の間」
12:30~13:45 (予定)

＝次週例会予告＝

《4月20日のプログラム》

- 会員卓話
丸山 隆君